

学生の教育研究災害補償制度について

本学では、学生の皆さんが在学中に安心して学習・研究活動ができるよう、また学生生活を安心して過ごせるよう、公益財団法人日本国際教育支援協会(文部科学省所管)の賛助会員として様々な危険に対応できる保証制度(以下、「学研災・付帯賠償」)に全員加入しています。

全員加入 【①学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)】

この保険は、学生本人が「正課中」、「学校行事中」、「課外活動中」および「通学中」や「学校施設等相互間の移動中」など不慮の事故によって身体に被る傷害(ケガ等)に備える傷害保険です。

※なお、「病気(新型コロナウイルス感染症含む)」はこの保険の対象ではありません。

《加入コース》

A タイプ(死亡保険金最高 2,000 万円)[通学中等傷害危険担保特約(通学特約付)]

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

・[日本国際教育支援協会 JEES 学生教育研究災害傷害保険 制度の概要](#)

全員加入 【②学研災付帯賠償責任保険(略称「付帯賠償」)】

この保険は、「正課」や「学校行事」に参加中または教育の一環として、課外活動に位置づけされる就職活動者の「インターンシップ」および「ボランティア活動」、教職課程履修者が「教育実習」や「介護等体験」などの参加中における事故や自転車で通学中などに起こしてしまった対人・対物事故に備える保険です。

《加入コース》

A コース(対人賠償・対物賠償合わせて 1 事故 1 億円限度)[学生教育研究賠償責任保険(学研賠)]

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

・[日本国際教育支援協会 JEES 学研災付帯賠償責任保険](#)

外国人留学生のみ全員加入

【外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(略称「インバウンド付帯学総」)】

この保険は、外国から日本に留学している留学生を対象とした保険です。「学研災」に加入している学生を対象に「付帯学総」を外国人留学生向けの補償に特化した保険です。留学生が病気やケガで入院した時に外国から家族を呼び寄せる救援者費用なども補償の対象になります。

※保険加入中に病気やケガ、事故にあった場合は、以下の URL より「事故報告書」をダウンロードし、状況を入力したうえで、指定のメールアドレスに送信(報告)してください。

【インバウンド付帯学総・事故報告用 URL】

・<https://drive.google.com/drive/u/1/folders/1YPCQuTPQf5qeA54yNsfAwk5C78hbuJ6h>

任意 【学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)】

付帯学総は、①学研災および②付帯賠償では補償が不足すると思われる場合に、学研災に加えて任意で加入できる保険です。保険料は加入するタイプによって異なります。

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

・[日本国際教育支援協会 JEES 学研災付帯学生生活総合保険](#)

※加入を希望する場合は、パンフレットをお渡しします。事務局 学生係までお申し出ください。

事故が起きたときの手続き

① 学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)

学研災の補償対象となる事故(自身がケガ)が起きたら、以下のとおり保険金請求手続きをしてください。

1. 事故発生・事務局学生係へ連絡
2. 下記の事故通知システム(PC・スマートフォン版)URL にて、保険会社へ事故報告をしてください。(事故発生日を含めて 30 日以内に事故報告をしてください)。

学研災 事故通知システム(PC・スマートフォン版)

・日本国際教育支援協会

(PC 用)https://f.msgs.jp/webapp/form/15429_lvw_1/index.do

(スマートフォン版)https://f.msgs.jp/webapp/form/15429_lvw_4/index.do

3. 保険金を請求するために必要な書類をお渡しします。事務局学生係まで来てください。
4. 治療(通院/入院)終了後、3. でお渡しした保険金請求書を作成し、事務局学生係へ提出してください。

【提出するもの】

・保険金請求書1~4(複写式部分)

【請求金額が 30 万円以下の場合】

「保険金請求書用紙セット」にある「治療状況報告書」および入通院期間が記載された領収書の原本またはコピーを添付してください。

【請求金額が 30 万円を超える場合】

「保険金請求書用紙セット」にある「診断書」を医師に記入してもらい、提出してください。

他社への請求等で診断書を取得済みの場合は、コピーの提出で代替できる場合があります。

【その他書類】

通学中の事故は「通学中事故証明書」、施設間移動中の事故は「施設間移動中事故証明書」の提出が必要。

5. 保険会社より保険金が支払われます。(指定口座への振込)

② 学研災付帯賠償責任保険(略称「付帯賠償」)

付帯賠償の補償対象となる事故(対人の物を損壊、人にケガをさせた)を起こしたら、以下のとおり保険金請求手続きをしてください。

1. 事故発生・事務局学生係へ連絡
2. 保険会社「東京海上日動 学校保険コーナー」へ以下の内容を電話で連絡してください。
TEL:0120-868-066(フリーダイヤル)
 - ・ 自分の氏名、年齢、在籍する大学名
 - ・ 事故の発生日、発生時刻、発生場所
 - ・ 被害者の氏名、年齢
 - ・ 事故の原因
 - ・ 被害(傷害、損壊等)の程度
3. 保険会社と相談しながら、事故を起こした学生(被保険者)自身で示談交渉を進めてください。
4. 保険金を請求するために必要な書類をお渡しします。事務局学生係まで来てください。
5. 4. でお渡しした保険金請求書を作成し、事務局学生係へ提出してください。

【提出するもの】

・保険金請求書(兼事故証明書)

・付帯賠償往復事故証明書(往復での事故の場合)

6. 保険会社より保険金が支払われます。(指定口座への振込)

※なお、事故通知方法に関する詳しい情報は、下記 URL にてご確認ください。

・日本国際教育支援協会:<https://www.jees.or.jp/gakkensai/jiko.htm>